

国保連審査情報トピック

旧:とっとり国保連 Times

2025 年
7 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

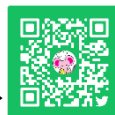
TEL:0857-20-3684(審査課)

H P:https://www.kokuho-tottori.or.jp



@torikokuhoren

X(旧 Twitter)用
QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

支払日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等 通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書 発送予定日
		電子請求	紙請求	
2025 年 6 月	8 月 5 日(火)	8 月 20 日(水)	8 月 28 日(木)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2025 年 7 月	9 月 5 日(金)	9 月 22 日(月)	9 月 29 日(月)	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書 発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2025 年 7 月	8 月 7 日(木)	8 月 20 日(水)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2025 年 8 月	9 月 5 日(金)	9 月 22 日(月)	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

振込額データ公開日程

以下帳票種別①～⑨について、オンライン請求システムよりダウンロードが可能となっています。

下表のとおりデータを公開しますので、ぜひダウンロード機能をご活用ください。

帳票種別	①支払額決定通知書(国保/後期)	⑥後期高齢者過誤調整結果通知書
	②支払額決定通知書内訳書(国保/後期)	⑦公費負担医療過誤調整結果通知書(国保・後期)
	③増減点返戻通知書(国保/後期)	⑧資格確認結果連絡書(原審査)
	④過誤・再審査結果通知書(国保/後期)	⑨資格確認結果連絡書(再審査)
	⑤国民健康保険過誤調整結果通知書	

帳票種別	2025 年							2026 年	
	6 月 請求分	7 月 請求分	8 月 請求分	9 月 請求分	10 月 請求分	11 月 請求分	12 月 請求分	1 月 請求分	2 月 請求分
①	7/15	8/14	9/17	10/15	11/14	12/16	1/14	2/14	3/14
②	(火)	(木)	(水)	(水)	(金)	(火)	(水)	(土)	(土)
③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	7/5	8/5	9/5	10/5	11/5	12/5	1/5	2/5	3/5
	(土)	(火)	(金)	(日)	(水)	(金)	(月)	(木)	(木)

※データのダウンロード期限は公開から 3 ヶ月までとなります。期限後はダウンロードが一切できなくなりますのでご注意ください。

審査委員会からの連絡事項

【調剤報酬】計量混合調剤加算の算定について

計量混合調剤加算は2種類以上の薬剤を計量混合した場合、液剤、散剤若しくは顆粒、軟・硬膏剤ごとに各区分で所定点数が異なりますが、計量混合した薬剤の剤形と算定区分が一致していないケースが散見されます。請求の際は今一度ご確認をお願いいたします。

No.	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				負担 医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単位薬剤料点		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	07. 02	07. 02	(01)酸化マグネシウム「JG」 2g (02)パンテチン散20%「NIG」 1g 〔内服〕1日3回食後	1	84	24 60	84	計 80

- イ 液剤の場合 35 点
- ロ 散剤又は顆粒剤の場合 45 点
- ハ 軟・硬膏剤の場合 80 点

計量混合した薬剤が散剤若しくは顆粒となっているが、軟・硬膏の場合の所定点数で算定されている

【調剤報酬】錠剤を分割した場合の自家製剤加算の算定について

錠剤を分割する場合にあって、自家製剤加算を減算なく算定している事例が見受けられますが、予製剤による場合又は錠剤を分割する場合にあっては所定点数の100分の20に相当する点数を算定することとなっておりますのでご注意ください。

No.	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				負担 医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単位薬剤料点		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	07. 02	07. 02	(01)ミルタザピン錠15mg「明治」 0.5錠 〔内服〕1日一回就寝前	1	56	24 60	56	自 160
~~~~~									
摘要				算定理由(自家製剤加算);医師の指示により分割					
請求									

分割のコメント記載があるが、自家製剤加算が100分の100の点数で算定されている



「処方」欄の記載内容から加算理由が不明な場合は、算定理由について摘要欄にコメントコードの記載が必要となります。また、分割・細粒後の収載規格がある場合は、供給上等の問題により当該医薬品が入手困難等の理由が必要となりますので、自家製剤加算の算定理由と併せてコメントコードの記載をお願いいたします。